

平成30年度 利用料金のみやす※介護保険1割負担の方
【けやき荘ショートステイサービス】

介護度	利用者負担段階	介護保険1割負担	加算(1日)					1割負担加算合計	食費(1日)	居住費(1日)	合計(1日)
			サービス提供体制強化加算Ⅰイ	認知症専門ケア加算Ⅱ	看護体制加算Ⅲイ	看護体制加算Ⅳイ	介護職員処遇改善加算Ⅰ				
要支援1	第1段階	512	18	4	-	-	44	578	300	820	1,698
	第2段階								390	820	1,788
	第3段階								650	1,310	2,538
	第4段階								1,380	1,970	3,928
要支援2	第1段階	636	18	4	-	-	55	713	300	820	1,833
	第2段階								390	820	1,923
	第3段階								650	1,310	2,673
	第4段階								1,380	1,970	4,063
要介護1	第1段階	682	18	4	12	23	61	800	300	820	1,920
	第2段階								390	820	2,010
	第3段階								650	1,310	2,760
	第4段階								1,380	1,970	4,150
要介護2	第1段階	749	18	4	12	23	67	873	300	820	1,993
	第2段階								390	820	2,083
	第3段階								650	1,310	2,833
	第4段階								1,380	1,970	4,223
要介護3	第1段階	822	18	4	12	23	73	952	300	820	2,072
	第2段階								390	820	2,162
	第3段階								650	1,310	2,912
	第4段階								1,380	1,970	4,302
要介護4	第1段階	889	18	4	12	23	79	1025	300	820	2,145
	第2段階								390	820	2,235
	第3段階								650	1,310	2,985
	第4段階								1,380	1,970	4,375
要介護5	第1段階	956	18	4	12	23	84	1097	300	820	2,217
	第2段階								390	820	2,307
	第3段階								650	1,310	3,057
	第4段階								1,380	1,970	4,447

◇食費・居住費の負担額については、以下の基準で減額の制度があります。

区分	課税区分(世帯全員)	対象者
第1段階	住民税 非課税	生活保護を受けている方 老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方
第2段階	住民税 非課税	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が80万円以下等
第3段階	住民税 非課税	世帯全員が住民税非課税の方で、第2段階に該当しない方
第4段階	住民税 課税	一般世帯(住民税課税世帯)

かつ、預貯金等が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下

◇毎月算定される加算について

加算名	目的	費用負担
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	介護職員の60%以上が介護福祉士の有資格者であり、利用者の状態に応じた介護を行います。	1日 18円
看護体制加算（Ⅲ）+（Ⅳ）	看護職員の配置が国の基準を満たしており、かつ病院等と連携を取りながら、利用者の方が健康に過ごせるような体制をとって支援します。	1日 35円 12円+23円
認知症専門ケア加算Ⅱ	認知症に関する指導者の研修を受けた職員が中心となり、介護・看護職員毎に研修計画を作成し認知症に関する伝達や研修などを行う事で、認知症に関する理解を深め、認知症ケアに活かします。	1日 4円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	加算算定要件を満たす施設において、介護職員の根本的な処遇を改善する為に加算を算定し、適切なサービスの質の保持に努めます。 ※加算の状況により費用の変更があります。	要支援1 44円 要支援2 54円 要介護1 61円 要介護2 67円 要介護3 73円 要介護4 79円 要介護5 84円
送迎加算	送迎を行った場合に加算されます。	1回 184円 (片道)

◎上記以外に該当した場合は下記加算が算定されます。

加算名	目的	費用負担
機能訓練指導体制加算	個々の状態に適切に対応する為、専従の機能訓練指導員を1名以上配置し、個別の機能訓練に対する計画を立て実施し、一人ひとりの利用者の心身の状況に合った機能訓練を行う事を目的とします。	1日 12円
個別機能訓練加算	専従として配置された機能訓練指導員が、利用者の住まいを訪問して個別の機能訓練計画を作成した上で、日常生活動作等の維持向上を目的として機能訓練を実施します。	1日 56円
療養食加算	医師の食事箋に基づき、糖尿病食等の療養食を提供し、糖尿病等の悪化防止に努めることを目的とします。	1回 8円 1日3回まで
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が認知症行動や心理症状により在宅介護が困難で緊急に短期入所を利用する事が必要と判断した場合に、医師と連携をとりながら利用者の受け入れを行います。	1日 200円 (7日間を限度)
若年性認知症利用者受入加算	受け入れた若年性認知症入所者ごとに個別に担当者を定め、担当者を中心に、当該入所者の特性やニーズに応じたサービス提供を行います。	1日 120円
在宅中重度受入加算	居宅において訪問看護の提供を受けていた利用者が短期入所生活介護を利用する場合であって、当該利用者が利用していた訪問看護事業所から派遣された看護職員によって健康上の管理を行います。	1日 413円
医療連携強化加算	利用者の状態急変の予測や早期発見ができるよう、看護師が定期的、随時で利用者の状態を観察し、医師と連携し緊急時の対応の取り決めを行い、医療的依存度の高い方の受け入れを行います。	1日 58円
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	夜間の介護職員の配置が国の基準を満たしており、夜間の利用者の状態の把握や、より安心して休んで頂けるよう支援します。	1日 18円
緊急短期入所受入加算	介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により、介護をうけることができない者であること等、緊急でのショートステイの受け入れを行います。	1日 90円 (14日を限度)